

意見書 (案)

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁に建立された「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく沖縄戦で戦死した犠牲者24万1,593人の名前が刻銘されている。鹿児島県塔（霊園）には、2,582柱が合祀され、「安らかに」と刻まれた主碑と割られた形をしている副碑は、戦争の惨禍によって引き離された肉親や故郷への渴望を抱いて散り果てられたみ霊を静かに偲んでいる。

激戦地となった糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は「沖縄戦跡国定公園」に指定されており、沖縄戦当時そのままのようすを伝える洞窟などがいまなお各所に存在している。同地域には、犠牲となった方々の遺骨が埋没しており、戦後76年経過した今でも遺骨収集が行われている。

遺骨を含む土砂を埋め立てに使用することは人道上許されるものではない。

よって、本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本政府は、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に則り、戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

殿

上記のとおり発議する。

令和3年10月8日

鹿児島県議会議員 たいら 行 雄
ふくし山ノブスケ
柳 誠 子